

現計画	修正案																					
<p data-bbox="62 289 189 331">第2部</p> <p data-bbox="388 380 1151 422">第1章 各防災機関の予防業務と役割</p> <p data-bbox="62 520 278 562">第1節 目的</p> <p data-bbox="62 632 1469 982"> ○ 噴火に伴う被害をできるだけ軽減するため、火山災害の特性を踏まえ、災害予防計画を策定する。 ○ また、それとともに、発災時には適切で速やかな応急対策が展開できるよう、その活動体制を予め定め、立上げを準備しておくことが必要となる。そのためには、平常時から各機関において予防計画に規定される訓練や習熟とあわせて、災害を想定した体制を組んでおくことが必要である。 ○ 予防計画の実行に当っては都民や各防災機関等との連携のみならず、地域に根ざしたボランティア等の市民団体や自主防災組織、あるいは、それらの相互の連携・支援を通して、個人と組織、団体と団体などの繋がりを育成・強化し、地域全体で火山災害に取り組むといった地域体制を組み立て、それを維持していくことも重要であり、町村とともにこれらの進め方について検討していく。 </p>	<p data-bbox="1486 289 1614 331">第2部</p> <p data-bbox="1813 380 2576 422">第1章 各防災機関の予防業務と役割</p> <p data-bbox="1486 520 1703 562">第1節 目的</p> <p data-bbox="1486 632 2902 982"> ○ 噴火に伴う被害をできるだけ軽減するため、火山災害の特性を踏まえ、災害予防計画を策定する。 ○ また、それとともに、発災時には適切で速やかな応急対策が展開できるよう、その活動体制をあらかじめ定め、立上げを準備しておくことが必要となる。そのためには、平常時から各機関において予防計画に規定される訓練と合わせて、災害を想定した体制を組んでおくことが必要である。 ○ 予防計画の実行に当っては住民、各防災機関等との連携のみならず、地域に根ざしたボランティア等の市民団体や防災市民組織、あるいは、それらの相互の連携・支援を通して、個人と組織、団体と団体などのつながりを育成・強化し、地域全体で火山災害に取り組むといった地域体制を組み立て、それを維持していくことも重要であり、町村とともにこれらの進め方について検討していく。 </p> <p data-bbox="1486 1010 1952 1052">第2節 警戒避難体制の整備</p> <p data-bbox="1486 1079 1893 1121">1 火山災害警戒地域の指定</p> <p data-bbox="1486 1129 2902 1297"> ○ <u>火山の爆発その他の火山現象により著しい被害を受け、又は受けるおそれがあると認められる地域等について、住民等の生命及び身体、安全並びに住民の生活及び農林漁業、中小企業等の経営の安定を図ることを目的とした、「活動火山対策特別措置法」（昭和48年法律第61号。以下「活火山法」という。）が制定されている。</u> </p> <p data-bbox="1486 1306 2902 1390"> ○ <u>活火山法に基づき、噴火の可能性が高く、人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき地域は、火山災害警戒地域（以下「警戒地域」という。）として指定される。</u> </p> <p data-bbox="1486 1398 2576 1440"> ○ <u>都に係る火山で、警戒地域に指定されているのは、以下の地域である。</u> </p> <table border="1" data-bbox="1576 1440 2258 1759"> <thead> <tr> <th>火山名</th> <th>都道府県</th> <th>区市町村名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>伊豆大島</td> <td>東京都</td> <td>大島町</td> </tr> <tr> <td>新島</td> <td>東京都</td> <td>新島村</td> </tr> <tr> <td>神津島</td> <td>東京都</td> <td>神津島村</td> </tr> <tr> <td>三宅島</td> <td>東京都</td> <td>三宅村</td> </tr> <tr> <td>八丈島</td> <td>東京都</td> <td>八丈町</td> </tr> <tr> <td>青ヶ島</td> <td>東京都</td> <td>青ヶ島村</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1486 1808 1843 1850">2 火山防災協議会の設置</p> <p data-bbox="1486 1858 2902 1934"> ○ <u>警戒地域の指定があったときは、当該警戒地域をその区域に含む都道府県及び市町村は、想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備に関し必要な協議を行うための協議会（以下「火山防災協</u> </p>	火山名	都道府県	区市町村名	伊豆大島	東京都	大島町	新島	東京都	新島村	神津島	東京都	神津島村	三宅島	東京都	三宅村	八丈島	東京都	八丈町	青ヶ島	東京都	青ヶ島村
火山名	都道府県	区市町村名																				
伊豆大島	東京都	大島町																				
新島	東京都	新島村																				
神津島	東京都	神津島村																				
三宅島	東京都	三宅村																				
八丈島	東京都	八丈町																				
青ヶ島	東京都	青ヶ島村																				

現計画	修正案																					
	<p><u>議会」という。)を火山ごとに組織するものとされている。</u></p> <p>○ <u>都では、平成 30 年 6 月現在、伊豆大島、新島、神津島、三宅島、八丈島及び青ヶ島について火山防災協議会を設置している。</u></p> <p>○ <u>火山防災協議会は、都、町村、気象台、地方整備局、自衛隊、警察、消防機関、火山専門家、観光関係団体等により構成する。</u></p> <p><u>また、必要に応じて、検討事項に応じた部会を設置する等、円滑な検討に資する体制整備に努めるものとする。</u></p> <p><u>〈火山防災協議会の設置状況〉</u></p> <table border="1" data-bbox="1528 625 2635 949"> <thead> <tr> <th>火山防災協議会名</th> <th>設置年月日</th> <th>構成町村（※）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>伊豆大島火山防災協議会</td> <td>平成28年4月22日</td> <td>大島町</td> </tr> <tr> <td>新島火山防災協議会</td> <td>平成28年4月22日</td> <td>新島村、神津島、利島村</td> </tr> <tr> <td>神津島火山防災協議会</td> <td>平成28年4月22日</td> <td>神津島村、新島村</td> </tr> <tr> <td>三宅島火山防災協議会</td> <td>平成28年4月22日</td> <td>三宅村</td> </tr> <tr> <td>八丈島火山防災協議会</td> <td>平成28年4月22日</td> <td>八丈町</td> </tr> <tr> <td>青ヶ島火山防災協議会</td> <td>平成28年4月22日</td> <td>青ヶ島村、八丈町</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ <u>構成町村のみ記載。国・都・その他構成機関は省略。</u></p> <p><u>3 火山防災協議会における協議事項</u></p> <p>○ <u>火山防災協議会では、警戒避難体制の整備に必要な事項について、当該火山における統一的な防災体制を検討する観点から、以下の項目等について協議等を行う。</u></p> <p><u>(1) 警戒避難体制の整備に関すること。</u></p> <p><u>(2) 避難施設の整備等に関すること。</u></p> <p><u>(3) 防災訓練の実施に関すること。</u></p> <p><u>(4) 避難勧告・指示、警戒区域の設定等に関する検討及び島しょ町村への助言に関すること。</u></p> <p><u>(5) 活火山法第 5 条第 2 項の規定に基づく東京都防災会議からの意見聴取に関すること。</u></p> <p><u>(6) 活火山法第 6 条第 3 項の規定に基づく島しょ町村防災会議からの意見聴取に関すること。</u></p> <p><u>4 住民等の避難誘導體制</u></p> <p>○ <u>警戒地域においては、火山防災協議会における検討を通じて避難開始時期、避難対象地域、避難先、避難経路、及び避難手段を定める具体的で実践的な避難計画の作成及び住民への周知徹底に努める。</u></p> <p>○ <u>避難計画の作成に当たっては、内閣府（防災担当）が取りまとめた「噴火時等の具体的で実践的な避難計画策定の手引き」（平成 28 年 12 月）（以下「避難計画策定の手引き」という。）を参考にする。</u></p> <p><u>(1) 火山活動の状況に応じた避難</u></p> <p>○ <u>避難は、気象庁が発表する「噴火警報・噴火警戒レベル」に基づき、「噴火ケース（山頂噴火・山腹噴火・マグマ噴火・マグマ水蒸気噴火）」等に応じて行う。ただし、次のことに留意する。</u></p> <p>・ <u>火山活動は、噴火の規模、場所及び噴火に伴い発生する現象が多様であり、さらに、これらが変化</u></p>	火山防災協議会名	設置年月日	構成町村（※）	伊豆大島火山防災協議会	平成28年4月22日	大島町	新島火山防災協議会	平成28年4月22日	新島村、神津島、利島村	神津島火山防災協議会	平成28年4月22日	神津島村、新島村	三宅島火山防災協議会	平成28年4月22日	三宅村	八丈島火山防災協議会	平成28年4月22日	八丈町	青ヶ島火山防災協議会	平成28年4月22日	青ヶ島村、八丈町
火山防災協議会名	設置年月日	構成町村（※）																				
伊豆大島火山防災協議会	平成28年4月22日	大島町																				
新島火山防災協議会	平成28年4月22日	新島村、神津島、利島村																				
神津島火山防災協議会	平成28年4月22日	神津島村、新島村																				
三宅島火山防災協議会	平成28年4月22日	三宅村																				
八丈島火山防災協議会	平成28年4月22日	八丈町																				
青ヶ島火山防災協議会	平成28年4月22日	青ヶ島村、八丈町																				

現計画	修正案
	<p>することがあるため、火山活動の推移に伴う避難行動への影響を考慮する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>山腹噴火の場合は、ごく短時間で居住地域に影響が及ぶことから避難のためのリードタイムが短い</u> <u>ため、迅速な避難が必要である。</u> ・ <u>火山活動の状況によっては、事前に噴火警報の発表がなく、噴火警戒レベルが引き上げられないま</u> <u>ま突発的に噴火が発生する場合があることや、必ずしも噴火警戒レベルが段階を追って引き上げられ</u> <u>るとは限らないことに注意が必要である。</u> ・ <u>突発的に噴火が発生した場合は、噴石等から身を守るため、退避壕、退避舎、堅牢な建物等の少し</u> <u>でも安全な場所への避難が必要である。</u> ・ <u>島しょ部においては、島内避難のほか、船舶等を利用した島外避難が必要になることや、台風等の</u> <u>荒天等も考慮する必要がある。</u> <p>(2) <u>避難対象者に応じた避難</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>避難対応を検討する際は、配慮等が必要な避難対象者を区分し、それぞれの区分に応じた避難支援</u> <u>や避難時期等について検討を行う。</u> ・ <u>要配慮者について、避難対応、避難生活等において十分配慮を行う。</u> ・ <u>避難行動要支援者について、町村、警察署、消防団等の避難支援等関係者が連携して避難支援を</u> <u>行うとともに、避難に時間を要することから早い段階での避難準備又は避難を検討する。</u> ・ <u>登山者、観光客等（以下「来島者」という。）については、住民よりも早い段階で避難を呼びかけ</u> <u>る等、住民と区分して対応を検討する。</u> <p>(3) <u>町村が定める避難場所、避難所及び避難経路</u></p> <p>ア <u>避難場所及び避難所</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>町村は、過去の災害の状況、新たな知見等を踏まえ、次の事項に留意し、地域の実情に応じた避</u> <u>難場所及び避難所を指定するとともにその整備に努める。</u> ・ <u>避難場所は、原則として噴石、降灰、土石流、火砕流、溶岩流、火山ガス等の火山現象の影響を</u> <u>受けない住民等が短時間で避難が可能な場所とする。</u> ・ <u>避難所は、原則として噴石、降灰、土石流、火砕流、溶岩流、火山ガス等の火山現象の影響を受</u> <u>けない場所とする。</u> <p>イ <u>避難経路</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>町村は、過去の災害の状況、新たな知見等を踏まえ、以下の事項に留意し、地域の実情に応じた</u> <u>避難経路を指定する。</u> ・ <u>住民等が速やかかつ安全に避難できるように、原則として噴石、降灰、土石流、火砕流、溶岩流、</u> <u>火山ガス等の火山現象の危険性等を考慮して、できる限り影響を受ける部分を通過しない道路を避</u> <u>難経路として指定する。</u> ・ <u>都及び町村の長は、交通規制の箇所、手段等について関係機関と事前に十分な協議を行う。</u>

現計画	修正案
<p>第 2 節 予防業務</p>	<p>第 3 節 予防業務</p> <p><u>1 避難施設緊急整備</u></p> <p><u>(1) 避難施設緊急整備地域の指定</u></p> <p>○ <u>内閣総理大臣は、火山災害による被害を防止するための施設を緊急に整備する必要がある地域を、関係都道府県知事の意見を聴いて、避難施設緊急整備地域として指定することができる（活火山法第 13 条第 1 項）。</u></p> <p><u>(2) 避難施設緊急整備計画の作成</u></p> <p>○ <u>知事は避難施設緊急整備計画として、次に掲げる事項について定める。（活火山法第 15 条）。</u></p> <p><u>ア 道路又は港湾の整備に関する事項</u></p> <p><u>イ 広場の整備に関する事項</u></p> <p><u>ウ 退避壕その他の退避施設の整備に関する事項</u></p> <p><u>エ 学校、公民館等の不燃堅牢化に関する事項</u></p> <p>○ <u>避難施設緊急整備計画に基づく事業は、当該事業に関する法律（これに基づく命令を含む。）の規定に従い国、地方公共団体その他の者が実施するとされているものを除き、町村が実施する（活火山法第 16 条）。</u></p> <p><u>(3) 補助金の交付及び起債の特例</u></p> <p><u>ア 補助金の交付</u></p> <p>○ <u>国は、避難施設緊急整備計画に基づく事業を実施する地方公共団体その他の者に対し、地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）第 16 条（補助金の交付）の規定に基づく補助金を交付し、必要な資金を融通し、又はあつせんし、その他必要と認める措置を講ずることができることとなっている（活火山法第 17 条第 2 項）。</u></p> <p><u>イ 起債の特例</u></p> <p>○ <u>避難施設緊急整備計画に基づく事業で地方公共団体が実施するものにつき、必要とする経費については、地方財政法第 5 条（地方債の制限）各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもってその財源とすることができることとなっている（活火山法第 18 条第 1 項）。</u></p> <p><u>2 防災営農施設整備等</u></p> <p><u>(1) 計画の作成（活火山法第 19 条）</u></p> <p>○ <u>知事は、避難施設緊急整備地域又はその周辺の地域で火山の爆発によって生ずる農林水産物の被害が経営に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる地域につき、当該農林水産物の被害を防除するために必要な施設の整備等に関する計画を作成する。</u></p> <p>○ <u>作成される計画は「防災営農施設整備計画」、「防災林業経営施設整備計画」及び「防災漁業経営施設整備計画」（以下「防災営農施設整備計画等」という。）である。</u></p> <p><u>(2) 補助等（活火山法第 20 条）</u></p> <p>○ <u>国は、防災営農施設整備計画等に基づく事業が円滑に実施されるように、予算の範囲内において当該事業の実施に要する経費の一部を補助し、その他必要と認める措置を講ずることができる。</u></p>

東京都地域防災計画（火山編）新旧対照表 【抜粋】

現計画		修正案	
○ 各機関の主な予防業務は次のとおりである。		3 各機関の予防業務 ○ 各機関の主な予防業務は次のとおりである。	
機関名	予 防 業 務	機関名	予 防 業 務
町村及び各防災機関等	1 災害対策本部体制の整備に関する事 2 防災情報の収集体制の整備に関する事 3 防災訓練に関する事 4 避難体制(島外避難)の整備に関する事	町村及び各防災機関等	1 災害対策本部体制の整備に関する事。 2 防災情報の収集体制の整備に関する事。 3 防災訓練に関する事。 4 避難体制(島外避難)の整備に関する事。
総務局	1 災害予防計画の調整、統括に関する事 2 動員体制の整備に関する事 3 災害通信体制の整備に関する事 4 災害広報体制の整備に関する事 5 避難体制(島外避難)の整備に関する事	都総務局	1 災害予防計画の調整、統括に関する事。 2 動員体制の整備に関する事。 3 災害通信体制の整備に関する事。 4 災害広報体制の整備に関する事。 5 避難体制(島外避難)の整備に関する事。
財務局	1 緊急輸送体制の整備に関する事	都財務局	1 緊急輸送体制の整備に関する事。
生活文化スポーツ局	1 災害広報体制の整備に関する事 2 <u>ボランティアの支援体制の整備に関する事</u>	都生活文化局	1 災害広報体制の整備に関する事。 2 <u>区市町村及び区市の国際交流協会その他民間団体との外国人に関する情報連絡及び調整に関する事。</u> 3 <u>災害時におけるボランティア等の支援に係る総合調整に関する事。</u>
環境局	1 火山性ガスの観測体制の整備に関する事 2 ごみ等の処理体制の調整に関する事	都環境局	1 火山性ガスの観測体制の整備に関する事。 2 ごみ等の処理体制の調整に関する事。
福祉保健局	1 避難所管理運営体制の整備に関する事 2 食料供給体制の整備に関する事 3 生活必需品の供給体制の整備に関する事 4 <u>災害時要援護者</u> 対策に関する事 5 医療救護体制に関する事 6 防疫・保健衛生体制の整備に関する事 7 給水体制の調整に関する事	都福祉保健局	1 避難所管理運営体制の整備に関する事。 2 食料供給体制の整備に関する事。 3 生活必需品の供給体制の整備に関する事。 4 <u>要配慮者</u> 対策に関する事。 5 医療救護体制に関する事。 6 防疫・保健衛生体制の整備に関する事。 7 給水体制の調整に関する事。
産業労働局	1 食料供給体制に関する事 2 事業資金の融資等に関する事 3 労務供給体制の整備に関する事	都産業労働局	1 食料供給体制に関する事。 2 事業資金の融資等に関する事。 3 労務供給体制の整備に関する事。
中央卸売市場	1 食料供給体制の整備に関する事	都中央卸売市場	1 食料供給体制の整備に関する事。
都市整備局	1 <u>一時提供住宅及び仮設住宅</u> の提供体制に関する事 2 被災住宅の応急修理体制に関する事	都都市整備局	1 <u>応急仮設住宅等</u> の提供体制に関する事。 2 被災住宅の応急修理体制に関する事。
建設局	1 都市施設等の防災構造化及び復旧に関する事 2 緊急輸送路確保のための体制の整備に関する事 3 砂防事業に関する事	都建設局	1 都市施設等の防災構造化及び復旧に関する事。 2 緊急輸送路確保のための体制の整備に関する事。 3 砂防事業に関する事。
港湾局	1 海上輸送体制の整備に関する事 2 都市施設等の防災構造化及び復旧に関する事	都港湾局	1 海上輸送体制の整備に関する事。
水道局	1 給水体制の調整に関する事		
教育庁	1 避難活動体制の整備に関する事 2 防災教育に関する事		

東京都地域防災計画（火山編）新旧対照表 【抜粋】

平成 30 年 8 月 28 日
防災会議幹事会 資料 2

現計画		修正案	
報道各社	1 災害報道体制に関すること		2 都市施設等の防災構造化及び復旧に関すること。
NTT 東日本 NTT ドコモ NTT コミュニケーションズ	1 通信施設の防災構造化及び復旧に関すること	都水道局	1 給水体制の調整に関すること。
K D D I	1 固定電話、携帯電話、IP 通信等の通信施設の防災構造化及び復旧に関すること	都教育庁	1 避難活動体制の整備に関すること。 2 防災教育に関すること。
東京電力	1 電力施設の防災構造化及び復旧に関すること	報道各社	1 災害報道体制に関すること。
		NTT 東日本	
		NTT ドコモ	1 通信施設の防災構造化及び復旧に関すること。
		NTT コミュニケーションズ	
		K D D I	1 固定電話、携帯電話、IP 通信等の通信施設の防災構造化及び復旧に関すること。
		<u>ソフトバンク</u>	<u>1 通信施設の防災構造化及び復旧に関すること。</u>
		<u>東京電力グループ</u>	1 電力施設の防災構造化及び復旧に関すること。

現計画	修正案												
<p>第3部</p> <p style="text-align: center;">第2章 情報の収集・伝達</p> <p>○ 火山災害時において、円滑な応急対策活動を実施するためには、各防災機関の緊密な連携のもと、火山災害に関する情報を的確かつ迅速に把握することが必要である。</p> <p>○ 本章では、噴火警報等の伝達及び火山災害時における各防災機関の情報連絡体制、被害状況の把握、火山災害時の広報等について定める。</p> <p>第1節 噴火警報等の発表と伝達</p> <p>1 噴火警報等の種類と発表</p> <p>○ 平成19年(2008年)12月に気象業務法が改正され、5段階の噴火警戒レベルが導入された。これにより、これまで防災上の注意事項であった火山観測情報、臨時火山情報、緊急火山情報に代わって法律上の警報にあたる噴火警報、火山周辺警報が発表されることとなった。</p> <p>(1) 噴火警報・予報・噴火警戒レベル</p> <p>ア 噴火警報・予報</p> <p>(ア) 噴火警報</p> <p>○ 気象業務法第13条の規定により、気象庁地震火山部火山監視・情報センターが、居住地域や火口周辺に重大な影響を及ぼす噴火の発生が予想される場合に、予想される影響範囲を付した名称で発表する。なお、活動火山対策特別措置法第21条第1項に規定される火山現象に関する情報は、噴火警報として取扱う。</p> <p>(イ) 噴火予報</p> <p>○ 気象業務法第13条の規定により、気象庁地震火山部火山監視・情報センターが、火山活動が静穏(平常)な状態が予想される場合に発表する。また、噴火予報の発表により、噴火警報は解除となる。</p> <p>イ 噴火警戒レベル</p> <p>○ 火山活動の状況を噴火時等の危険範囲や住民等がとるべき防災行動を踏まえて5段階に区分したものの。噴火警報・予報に含めて発表する。</p> <p>○ 東京都の活火山の噴火警戒レベル導入状況 (平成20年10月31日現在)</p> <table border="1" data-bbox="74 1749 1130 1936"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>火山名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>噴火警戒レベル導入火山</td> <td>伊豆大島、三宅島</td> </tr> <tr> <td>噴火警戒レベル未</td> <td>利島、新島、神津島、御蔵島、八丈島、青ヶ島、ベヨネーズ列岩、</td> </tr> </tbody> </table>	区分	火山名	噴火警戒レベル導入火山	伊豆大島、三宅島	噴火警戒レベル未	利島、新島、神津島、御蔵島、 八丈島、青ヶ島 、ベヨネーズ列岩、	<p>第3部</p> <p style="text-align: center;">第2章 情報の収集・伝達</p> <p>○ 火山災害時において、円滑な応急対策活動を実施するためには、各防災機関の緊密な連携の下、火山災害に関する情報を的確かつ迅速に把握することが必要である。</p> <p>○ 本章では、噴火警報等の伝達及び火山災害時における各防災機関の情報連絡体制、被害状況の把握、火山災害時の広報等について定める。</p> <p>第1節 噴火警報等の発表と伝達</p> <p>1 噴火警報等の種類と発表</p> <p>○ 平成19年(2007年)12月に気象業務法 (昭和27年法律第165号) が改正され、5段階の噴火警戒レベルが導入された。これにより、これまで防災上の注意事項であった火山観測情報、臨時火山情報及び緊急火山情報に代わって法律上の警報にあたる噴火警報が発表されることとなった。</p> <p>(1) 噴火警報・予報・噴火警戒レベル</p> <p>ア 噴火警報・予報</p> <p>(ア) 噴火警報</p> <p>○ 気象業務法第13条の規定により、伊豆諸島においては、気象庁地震火山部火山監視・警報センターが、居住地域又は火口周辺に重大な影響を及ぼす噴火の発生が予想される場合に、予想される影響範囲を付した名称で発表する。なお、活動火山対策特別措置法第12条第1項に規定される火山現象に関する情報は、噴火警報として取り扱う。</p> <p>(イ) 噴火予報</p> <p>○ 気象業務法第13条の規定により、伊豆諸島においては、気象庁地震火山部火山監視・警報センターが、火山活動が静穏(活火山であることに留意)な状態が予想される場合に発表する。また、噴火予報の発表により、噴火警報は解除となる。</p> <p>イ 噴火警戒レベル</p> <p>○ 火山活動の状況を噴火時等の危険範囲や住民等がとるべき防災行動を踏まえて5段階に区分したものの。噴火警報・予報に含めて発表する。</p> <p>○ 東京都の活火山の噴火警戒レベル導入状況 (平成30年6月1日現在)</p> <table border="1" data-bbox="1498 1749 2555 1936"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>火山名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>噴火警戒レベル導入火山</td> <td>伊豆大島、三宅島、八丈島、青ヶ島</td> </tr> <tr> <td>噴火警戒レベル未</td> <td>利島、新島、神津島、御蔵島、ベヨネーズ列岩、須美寿島、伊豆</td> </tr> </tbody> </table>	区分	火山名	噴火警戒レベル導入火山	伊豆大島、三宅島、 八丈島、青ヶ島	噴火警戒レベル未	利島、新島、神津島、御蔵島、ベヨネーズ列岩、須美寿島、伊豆
区分	火山名												
噴火警戒レベル導入火山	伊豆大島、三宅島												
噴火警戒レベル未	利島、新島、神津島、御蔵島、 八丈島、青ヶ島 、ベヨネーズ列岩、												
区分	火山名												
噴火警戒レベル導入火山	伊豆大島、三宅島、 八丈島、青ヶ島												
噴火警戒レベル未	利島、新島、神津島、御蔵島、ベヨネーズ列岩、須美寿島、伊豆												

東京都地域防災計画（火山編）新旧対照表 【抜粋】

平成30年8月28日
防災会議幹事会 資料2

現計画						修正案					
導入火山		須美寿島、伊豆鳥島、嬬婦岩、西之島、海形海山、海德海山、噴火浅寝、硫黄島、北福德堆、福德岡ノ場、南日吉海山、日光海山				導入火山		鳥島、嬬婦岩、西之島、海形海山、海德海山、噴火浅寝、硫黄島、北福德堆、福德岡ノ場、南日吉海山、日光海山			
ウ 噴火警戒レベル表等 (ア) 噴火警戒レベル導入火山						ウ 噴火警戒レベル表等 (ア) 噴火警戒レベル導入火山					
予報警報	対象範囲を付した警報の名称	略称	対象範囲	噴火警戒レベル(警戒事項等)	火山活動の状況	予報警報	対象範囲を付した警報の名称	対象範囲	噴火警戒レベル(警戒事項等)	火山活動の状況	
噴火警報	噴火警報(居住地域)	噴火警報	居住地域及びそれより火口側	レベル5(避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	噴火警報(居住地域)	噴火警報(居住地域)	居住地域及びそれより火口側	レベル5(避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	
				レベル4(避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まってきている)。				レベル4(避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まってきている)。	
	噴火警報(火口周辺)	火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	レベル3(入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	噴火警報(火口周辺)	噴火警報(火口周辺)	火口から居住地域近くまで	レベル3(入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ。)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	
			火口から少し離れたところまでの火口周辺	レベル2(火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。			火口から少し離れたところまでの火口周辺	レベル2(火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ。)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	
噴火予報	噴火予報	-	火口内等	レベル1(平常)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	噴火予報	噴火予報	火口内等	レベル1(活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	

東京都地域防災計画（火山編）新旧対照表 【抜粋】

平成30年8月28日
防災会議幹事会 資料2

現計画						修正案				
(イ) 噴火警戒レベル未導入火山						(イ) 噴火警戒レベルが運用されていない火山				
予報警報	対象範囲を付した警報の名称	略称	対象範囲*	警戒事項等(キーワード)	火山活動の状況	予報警報	対象範囲を付した警報の名称	対象範囲	警戒事項等(キーワード)	火山活動の状況
噴火警報	噴火警報※1(居住地域)	噴火警報	居住地域または山麓及びそれより火口側	居住地域または山麓及びそれより火口側の範囲において嚴重に警戒(居住地域嚴重警戒※2)	居住地域または山麓及びそれより火口側に重大な被害を及ぼす程度の噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	噴火警報	噴火警報(居住地域)	居住地域及びそれより火口側	居住地域又は山麓及びそれより火口側の範囲において嚴重に警戒(居住地域嚴重警戒)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される。
	噴火警報(火口周辺)	火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	火口から居住地域または山麓の近くまでの広い範囲の火口周辺における警戒(入山危険)	火口から居住地域または山麓の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)程度の噴火が発生、あるいは発生すると予想される。		噴火警報(火口周辺)	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	火口から居住地域又は山麓の近くまでの広い範囲の火口周辺における警戒(入山危険)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)程度の噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
			火口から少し離れた所までの火口周辺	火口から少し離れた所までの火口周辺における警戒(火口周辺危険)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)程度の噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口から少し離れた所までの火口周辺	火口から少し離れた所までの火口周辺における警戒(火口周辺危険)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)程度の噴火が発生、あるいは発生すると予想される。		
噴火予報	噴火予報	-	火口内等	平常	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	噴火予報	噴火予報	火口内等	活火山であることに留意	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。

※1 居住地域が不明確な場合は、「噴火警報(山麓)」と記載。

※2 居住地域が不明確な場合は、「山麓嚴重警戒」と記載。

現計画						修正案					
(ウ) 海底火山の噴火警戒レベル						(ウ) 海底火山の噴火警戒レベル					
予報警報	対象範囲を付した警報の名称	略称	対象範囲	警戒事項等(キーワード)	火山活動の状況	予報警報	対象範囲を付した警報の名称	略称	対象範囲	警戒事項等(キーワード)	火山活動の状況
噴火警報	噴火警報(周辺海域)	-	周辺海域	海底火山及びその周辺海域で警戒(周辺海域警戒)	海底火山及びその周辺海域に影響を及ぼす程度の噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	噴火警報	噴火警報(周辺海域)	-	周辺海域	海底火山及びその周辺海域で警戒(周辺海域警戒)	海底火山及びその周辺海域に影響を及ぼす程度の噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
噴火予報	噴火予報	-	直上	平常	火山活動は静穏。活動の状態によって、変色水等が見られることがある。	噴火予報	噴火予報	-	直上	活火山であることに留意	火山活動は静穏。活動の状態によって、変色水等が見られることがある。
(2) 降灰予報・火山ガス予報						(2) 降灰予報					
○ 気象庁は、 <u>火山現象の予報及び警報として、平成 19 年 12 月 1 日から噴火予報及び噴火警報を発表したが、多量の降灰や火山ガスが予想され生活上の支障が生じることもあることから、降灰予報及び火山ガス予報の発表を、平成 20 年(2008 年) 3 月 31 日に開始した。</u>						○ 気象庁は平成 20 年から降灰予報の発表を開始した。					
○ <u>降灰予報と火山ガス予報の提供は、報道機関を通じて行うほか、気象庁ホームページにおいて掲載する。</u>						○ <u>平成 27 年 3 月に 量の予測を含めた降灰予報を開始し、噴火後に、どこに、どれだけの量の火山灰が降るかについて、詳細な情報を発表することとした。</u>					
○ <u>町村長は、火山ガス予報等により、火山ガスによる住民の健康被害のおそれがあると判断した場合は、ガスマスク等により、住民等の安全を確保する。</u>						○ <u>また、活動が活発化している火山では、噴火が発生した場合、降灰の範囲を事前情報として発表するとともに、噴火直後には、風に流される小さな噴石が降る範囲についても速報する。</u>					
ア 降灰予報						○ <u>気象庁は、以下の 3 種類の降灰予報を提供する。</u>					
○ <u>発表基準</u> <u>噴煙の高さが概ね 3 千メートル以上、または噴火警戒レベル 3 相当以上の噴火など、一定規模以上の噴火が発生した場合に発表</u>						ア 降灰予報(定時)					
○ <u>内容</u> <u>噴火発生から概ね 6 時間後までに降灰が予想される地域</u>						○ <u>噴火警戒発表中の火山で、予想される噴火により住民等に影響を及ぼす降灰のおそれがある場合に発表</u>					
○ <u>発表時期</u> <u>第 1 報は噴火の概ね 30~40 分後。噴火の様態や継続状況等を観測して必要に応じ第 2 報を発表し、その後も噴火が継続した場合は必要に応じて発表する。</u>						○ <u>噴火の発生にかかわらず、一定規模の噴火を仮定して定期的に発表</u>					
イ 火山ガス予報						○ <u>18 時間先(3 時間ごと)までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供</u>					
○ <u>発表基準</u> <u>居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合</u>						イ 降灰予報(速報)					
○ <u>内容</u> <u>火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域</u>						○ <u>噴火が発生した火山に対して、直ちに発表</u>					
○ <u>発表時期</u>						○ <u>発生した噴火により、降灰量階級が「やや多量」以上の降灰が予想される場合に、噴火発生から 1 時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供</u>					
						ウ 降灰予報(詳細)					
						○ <u>噴火が発生した火山に対して、より精度の高い降灰量の予報を行い発表</u>					
						○ <u>降灰予測の結果に基づき、「やや多量」以上の降灰が予想される場合に、噴火後 20~30 分程度で発表</u>					
						○ <u>噴火発生から 6 時間先まで(1 時間ごと)に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を、区市町村を明示して提供</u>					

現計画	修正案																																								
<p style="text-align: center;"><u>原則として定時</u></p> <p>(3) 火山現象に関する情報等</p> <table border="1" data-bbox="201 491 1338 1003"> <thead> <tr> <th>情報等の種類</th> <th>概要及び発表の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>火山の状況に関する解説情報</td> <td>○ 火山性地震や微動の回数、噴火等の状況等<u>をとりまとめたもの、必要に応じて発表する。</u></td> </tr> <tr> <td>火山活動解説資料</td> <td>○ 地図や図表等を用いて火山活動の状況等を詳細にとりまとめたもの、毎月または必要に応じて発表する。</td> </tr> <tr> <td><u>週間火山概況</u></td> <td>○ 過去一週間の火山活動の状況等<u>をとりまとめたもの、毎週金曜日に発表する。</u></td> </tr> <tr> <td>月間火山概況</td> <td>○ 前月<u>一ヶ月</u>の火山活動の状況等<u>をとりまとめたもの、毎月上旬に発表する。</u></td> </tr> <tr> <td>噴火に関する火山観測報</td> <td>○ 噴火が発生した<u>場合に、その時刻や噴煙高度等の情報を直ちに発表する。</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ <u>噴火警報、噴火予報、火山現象に関する情報等は、気象庁ホームページ(http://www.jma.go.jp/)に常時掲載されている。</u></p> <p>(4) 情報の収集・伝達</p> <p>○ 火山現象及びこれに密接に関連する現象についての観測成果ならびにこれに関する状況について、次により速やかに情報の伝達を行う。</p> <table border="1" data-bbox="83 1556 1213 1919"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町 村</td> <td>○ 町村は、火山活動に関する異常な現象を発見した者またはその発見者から通報を受けた警察官等から通報を受けたとき、または自ら知ったときは、直ちに地域を管轄する支庁及び気象庁または島しょ所在の<u>測候所等</u>に通報する。 ○ 火山活動に関する重要な情報について、気象庁地震火山部、支庁、<u>関係機関</u>から通報を受けたとき、または自ら知ったときは、直ちに管内の公共的団体、重要な施設の管理者、住民の防災市民</td> </tr> </tbody> </table>	情報等の種類	概要及び発表の時期	火山の状況に関する解説情報	○ 火山性地震や微動の回数、噴火等の状況等 <u>をとりまとめたもの、必要に応じて発表する。</u>	火山活動解説資料	○ 地図や図表等を用いて火山活動の状況等を詳細にとりまとめたもの、毎月または必要に応じて発表する。	<u>週間火山概況</u>	○ 過去一週間の火山活動の状況等 <u>をとりまとめたもの、毎週金曜日に発表する。</u>	月間火山概況	○ 前月 <u>一ヶ月</u> の火山活動の状況等 <u>をとりまとめたもの、毎月上旬に発表する。</u>	噴火に関する火山観測報	○ 噴火が発生した <u>場合に、その時刻や噴煙高度等の情報を直ちに発表する。</u>	機関名	内 容	町 村	○ 町村は、火山活動に関する異常な現象を発見した者またはその発見者から通報を受けた警察官等から通報を受けたとき、または自ら知ったときは、直ちに地域を管轄する支庁及び気象庁または島しょ所在の <u>測候所等</u> に通報する。 ○ 火山活動に関する重要な情報について、気象庁地震火山部、支庁、 <u>関係機関</u> から通報を受けたとき、または自ら知ったときは、直ちに管内の公共的団体、重要な施設の管理者、住民の防災市民	<p style="text-align: center;"><u>降灰量階級と降灰の厚さ</u></p> <table border="1" data-bbox="1706 310 2427 499"> <thead> <tr> <th>降灰量階級</th> <th>予想される降灰の厚さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>多量</td> <td>1mm 以上</td> </tr> <tr> <td>やや多量</td> <td>0.1mm 以上 1mm 未満</td> </tr> <tr> <td>少量</td> <td>0.1mm 未満</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) <u>火山ガス予報</u></p> <p>○ <u>居住地域に長時間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する予報。</u></p> <p>(4) 火山現象に関する情報等</p> <table border="1" data-bbox="1626 806 2763 1409"> <thead> <tr> <th>情報等の種類</th> <th>概要及び発表の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>噴火速報</u></td> <td>○ <u>登山者等、火山の周辺に立ち入る者に対して、噴火の発生を知らせる情報</u></td> </tr> <tr> <td>火山の状況に関する解説情報</td> <td>○ 火山性地震<u>及び</u>微動の回数、噴火等の状況<u>並びに警戒事項について、必要に応じて定期的又は臨時に解説する情報</u></td> </tr> <tr> <td>火山活動解説資料</td> <td>○ 地図<u>及び</u>図表を用いて、火山の活動の状況<u>及び警戒事項について、定期的又は必要に応じて臨時に解説する資料</u></td> </tr> <tr> <td>月間火山概況</td> <td>○ 前月 <u>1 か月間</u>の火山活動の状況<u>及び警戒事項を取りまとめた資料</u></td> </tr> <tr> <td>噴火に関する火山観測報</td> <td>○ 噴火が発生した<u>ときに、発生時刻、噴煙高度等をお知らせする情報</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) 情報の収集・伝達</p> <p>○ 火山現象及びこれに密接に関連する現象についての観測成果並びにこれに関する状況について、次により速やかに情報の伝達を行う。</p> <table border="1" data-bbox="1507 1604 2638 1919"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町 村</td> <td>○ 町村は、火山活動に関する異常な現象を発見した者、その発見者から通報を受けた警察官等から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに地域を管轄する支庁、気象庁、島しょ所在の<u>火山防災連絡事務所等</u>に通報する。 ○ 火山活動に関する重要な情報について、気象庁地震火山部、支庁及び関係機関から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、</td> </tr> </tbody> </table>	降灰量階級	予想される降灰の厚さ	多量	1mm 以上	やや多量	0.1mm 以上 1mm 未満	少量	0.1mm 未満	情報等の種類	概要及び発表の時期	<u>噴火速報</u>	○ <u>登山者等、火山の周辺に立ち入る者に対して、噴火の発生を知らせる情報</u>	火山の状況に関する解説情報	○ 火山性地震 <u>及び</u> 微動の回数、噴火等の状況 <u>並びに警戒事項について、必要に応じて定期的又は臨時に解説する情報</u>	火山活動解説資料	○ 地図 <u>及び</u> 図表を用いて、火山の活動の状況 <u>及び警戒事項について、定期的又は必要に応じて臨時に解説する資料</u>	月間火山概況	○ 前月 <u>1 か月間</u> の火山活動の状況 <u>及び警戒事項を取りまとめた資料</u>	噴火に関する火山観測報	○ 噴火が発生した <u>ときに、発生時刻、噴煙高度等をお知らせする情報</u>	機関名	内 容	町 村	○ 町村は、火山活動に関する異常な現象を発見した者、その発見者から通報を受けた警察官等から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに地域を管轄する支庁、気象庁、島しょ所在の <u>火山防災連絡事務所等</u> に通報する。 ○ 火山活動に関する重要な情報について、気象庁地震火山部、支庁及び関係機関から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、
情報等の種類	概要及び発表の時期																																								
火山の状況に関する解説情報	○ 火山性地震や微動の回数、噴火等の状況等 <u>をとりまとめたもの、必要に応じて発表する。</u>																																								
火山活動解説資料	○ 地図や図表等を用いて火山活動の状況等を詳細にとりまとめたもの、毎月または必要に応じて発表する。																																								
<u>週間火山概況</u>	○ 過去一週間の火山活動の状況等 <u>をとりまとめたもの、毎週金曜日に発表する。</u>																																								
月間火山概況	○ 前月 <u>一ヶ月</u> の火山活動の状況等 <u>をとりまとめたもの、毎月上旬に発表する。</u>																																								
噴火に関する火山観測報	○ 噴火が発生した <u>場合に、その時刻や噴煙高度等の情報を直ちに発表する。</u>																																								
機関名	内 容																																								
町 村	○ 町村は、火山活動に関する異常な現象を発見した者またはその発見者から通報を受けた警察官等から通報を受けたとき、または自ら知ったときは、直ちに地域を管轄する支庁及び気象庁または島しょ所在の <u>測候所等</u> に通報する。 ○ 火山活動に関する重要な情報について、気象庁地震火山部、支庁、 <u>関係機関</u> から通報を受けたとき、または自ら知ったときは、直ちに管内の公共的団体、重要な施設の管理者、住民の防災市民																																								
降灰量階級	予想される降灰の厚さ																																								
多量	1mm 以上																																								
やや多量	0.1mm 以上 1mm 未満																																								
少量	0.1mm 未満																																								
情報等の種類	概要及び発表の時期																																								
<u>噴火速報</u>	○ <u>登山者等、火山の周辺に立ち入る者に対して、噴火の発生を知らせる情報</u>																																								
火山の状況に関する解説情報	○ 火山性地震 <u>及び</u> 微動の回数、噴火等の状況 <u>並びに警戒事項について、必要に応じて定期的又は臨時に解説する情報</u>																																								
火山活動解説資料	○ 地図 <u>及び</u> 図表を用いて、火山の活動の状況 <u>及び警戒事項について、定期的又は必要に応じて臨時に解説する資料</u>																																								
月間火山概況	○ 前月 <u>1 か月間</u> の火山活動の状況 <u>及び警戒事項を取りまとめた資料</u>																																								
噴火に関する火山観測報	○ 噴火が発生した <u>ときに、発生時刻、噴煙高度等をお知らせする情報</u>																																								
機関名	内 容																																								
町 村	○ 町村は、火山活動に関する異常な現象を発見した者、その発見者から通報を受けた警察官等から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに地域を管轄する支庁、気象庁、島しょ所在の <u>火山防災連絡事務所等</u> に通報する。 ○ 火山活動に関する重要な情報について、気象庁地震火山部、支庁及び関係機関から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、																																								

東京都地域防災計画（火山編）新旧対照表 【抜粋】

平成 30 年 8 月 28 日
防災会議幹事会 資料 2

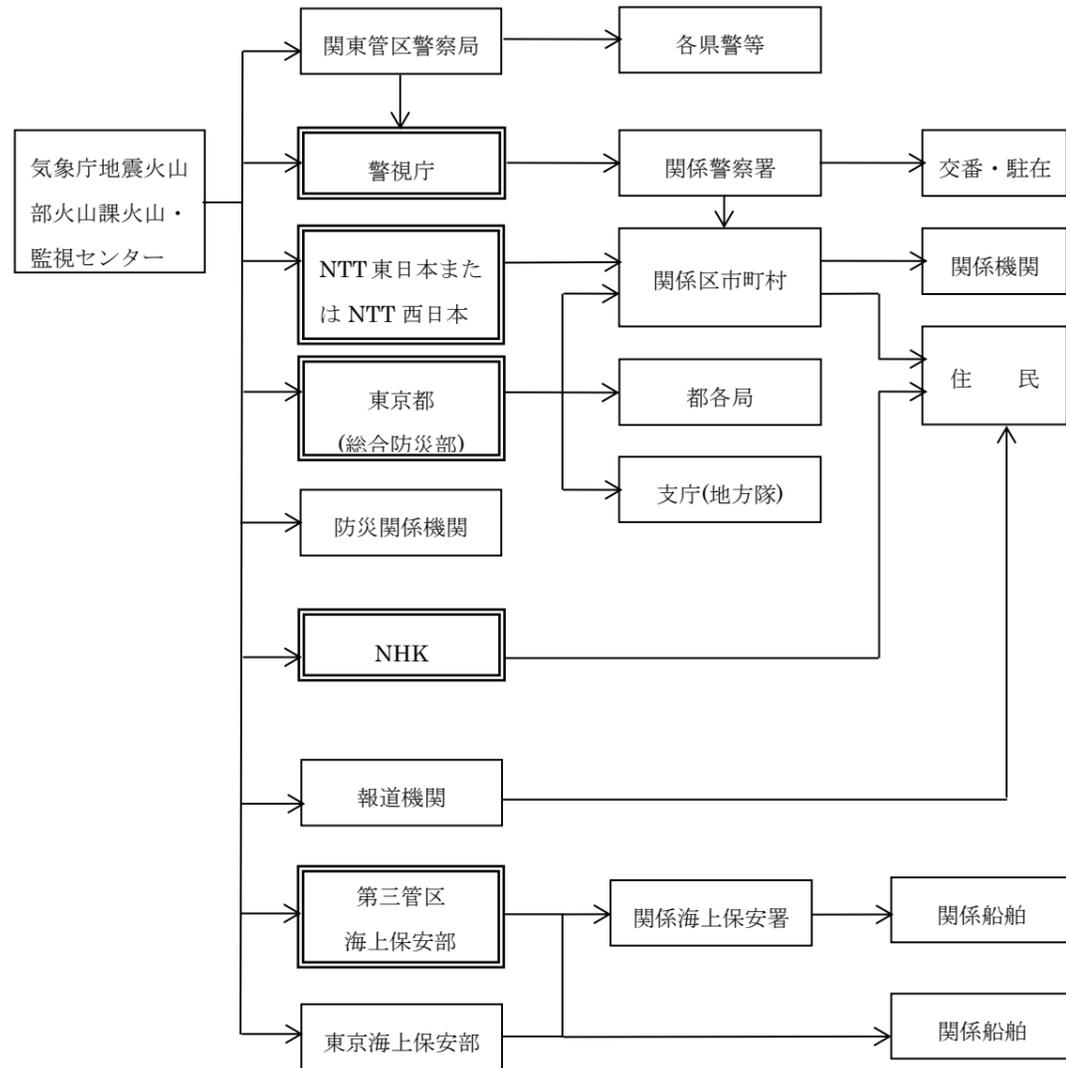
現計画		修正案	
	組織等に通報するとともに、支庁、警察機関等の協力を得て住民に周知する。		直ちに管内の公共的団体、重要な施設の管理者、住民の防災市民組織等に通報するとともに、支庁、警察機関等の協力を得て住民に周知する。
都	<ul style="list-style-type: none"> ○ 支庁 支庁は、火山活動に関する重要な情報について、気象庁、管内町村、その他関係機関から通報を受けたとき、または自ら収集するなどして知ったときは、直ちに都総務局、管内町村及び関係機関等に通報する。 ○ 都総務局 都総務局は、火山活動に関する重要な情報について、気象庁、支庁その他関係機関から通報を受けたときは、直ちに関係する都各局、支庁、防災機関等に通報する。 ○ 都各局 都各局は、都総務局から受けた火山活動に関する情報を直ちに関係する所属機関等に通報するとともに、当該火山活動地域に所在する局施設は、収集した情報を支庁に通報する。 	都	<ul style="list-style-type: none"> ○ 支庁 支庁は、火山活動に関する重要な情報について、気象庁、管内町村及びその他関係機関から通報を受けたとき、又は自ら収集するなどして知ったときは、直ちに都総務局、管内町村、関係機関等に通報する。 ○ 都総務局 都総務局は、火山活動に関する重要な情報について、気象庁及び支庁その他関係機関から通報を受けたときは、直ちに関係する都各局、支庁、防災機関等に通報する。 ○ 都各局 都各局は、都総務局から受けた火山活動に関する情報を直ちに関係する所属機関等に通報するとともに、当該火山活動地域に所在する局施設は、収集した情報を支庁に通報する。
警 視 庁	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警察署長は、火山活動に関する異常な現象を発見した者から通報を受けたときは、直ちに地元町村長に通報するとともに、支庁長との連絡を密にし、火山情報の収集に努める。 ○ 警視庁は、火山活動に関する重要な情報について、気象庁、都総務局、その他関係機関から通報を受けたとき、または自ら知ったときは、直ちに地元警察署、駐在所等を通じて、住民に周知する。 	警 視 庁	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警察署長は、火山活動に関する異常な現象を発見した者から通報を受けたときは、直ちに地元町村長に通報するとともに、支庁長との連絡を密にし、火山情報の収集に努める。 ○ 警視庁は、火山活動に関する重要な情報について、気象庁、都総務局、その他関係機関から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに地元警察署、駐在所等を通じて、住民に周知する。
第 三 管 区 海 上 保 安 本 部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第三管区海上保安本部は、火山活動に関する異常な現象を発見した者から通報を受けたときは、直ちにその旨を地元町村に通報するとともに、関係機関に連絡し、船艇、航空機により確認調査を実施する。 ○ 気象庁等から噴火に関する通報を受けたときは、当該火山の周辺海域を航行中の船舶に航行警報を発し関係機関に通報する。 	第 三 管 区 海 上 保 安 本 部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第三管区海上保安本部は、火山活動に関する異常な現象を発見した者から通報を受けたときは、直ちにその旨を地元町村に通報するとともに、関係機関に連絡し、船艇及び航空機により確認調査を実施する。 ○ 気象庁等から噴火に関する通報を受けたときは、当該火山の周辺海域を航行中の船舶に航行警報を発し関係機関に通報する。
東 京 航 空 局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 気象庁等から噴火に関する通報を受けたときは、当該火山の上空及び周辺を飛行中の航空機及び関係機関に情報を周知する。 	東 京 航 空 局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 気象庁等から噴火に関する通報を受けたときは、当該火山の上空及び周辺を飛行中の航空機及び関係機関に情報を周知する。

現計画

(5) 噴火警報等の伝達

○ 噴火警報・予報は、以下の伝達系統図により各関係機関に伝達される。

<噴火警報・予報の伝達系統図>



(注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第7条第1号の規定に基づく噴火警報の法定通知先。

※ NTT 東日本または NTT 西日本の関係区市町村への伝達は、「噴火警報・予報」に限る。

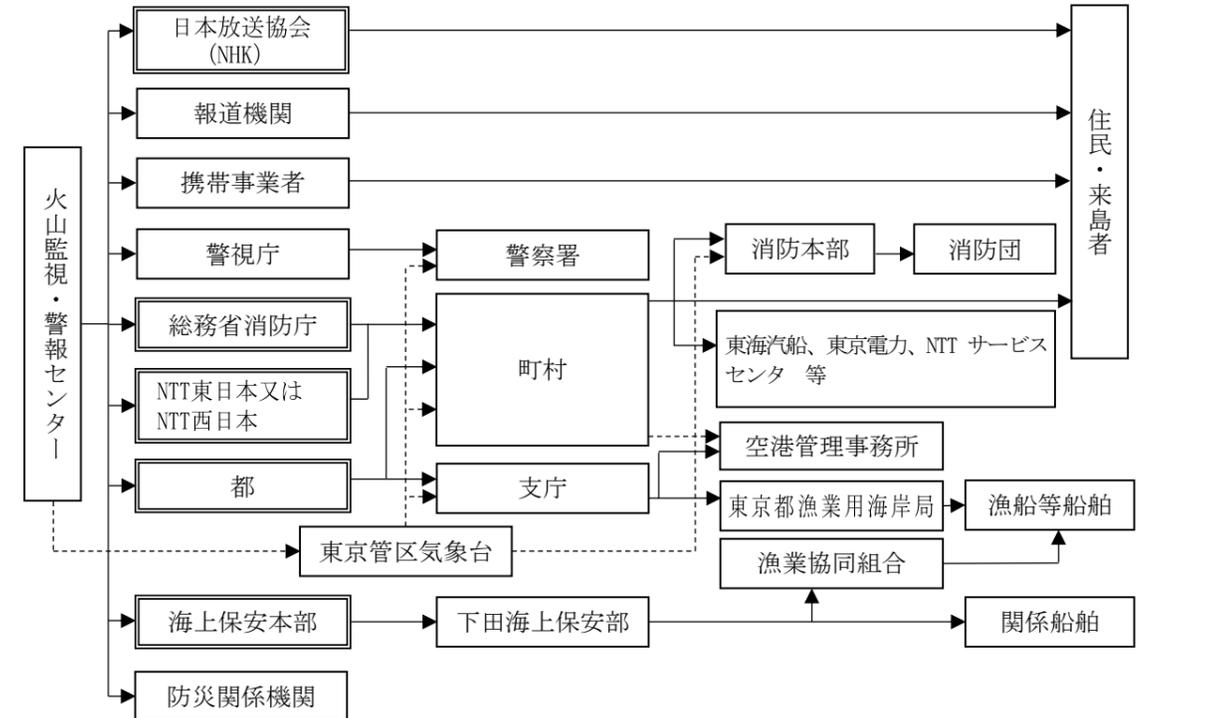
※ 降灰予報、火山ガス予報及び火山現象に関する情報等は、この伝達系統図に準じて伝達される。

修正案

(5) 噴火警報等の伝達

○ 噴火警報・予報は、以下の伝達系統図により各関係機関に伝達される。

<噴火警報・予報の伝達系統図>



※二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく噴火警報の法定通知先

※「東京都漁業用海岸局」は、東京都島しょ農林水産総合センター所管の無線局であり、伊豆・小笠原諸島海域の漁船等船舶に情報伝達（無線交信）を行う。

※NTT 東日本又は NTT 西日本の関係区市町村への伝達は、「噴火警報・予報」に限る。

※降灰予報、火山ガス予報及び火山現象に関する情報等は、この伝達系統図に準じて伝達される。

——▶ 主伝達系統
- - -▶ 副伝達系統

東京都地域防災計画（火山編）新旧対照表 【抜粋】

現計画						修正案						
伊豆大島の噴火警戒レベル						伊豆大島の噴火警戒レベル						
予報警報	対象範囲	レベル(キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等	種別	名称	対象範囲	レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
噴火警報	居住地及びそれより火口側	5(避難)	居住地に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> 溶岩流が居住地に到達【安永大噴火(1778年)の事例】 11月14または15日：北東海岸に達する溶岩流下 割れ目噴火がカルデラ外に拡大し、居住地に重大な被害が切迫している【1986年噴火の事例】 11月21日18～19時：海岸方向へ火口列拡大 同日19時頃以降：島南東部で地震多発 同日22時頃：島南東部で亀裂 	特別警報	噴火警報(居住地)	居住地及びそれより火口側	5(避難)	居住地に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要	<ul style="list-style-type: none"> 溶岩流が居住地に接近【安永大噴火(1778年)の事例】 11月14又は15日：北東海岸に達する溶岩流下 カルデラ外で噴火が発生し、居住地に重大な被害が切迫している。 1986年噴火の事例】 11月21日17時47分：C火口列噴火開始 居住地域に近い場所での噴火の可能性【1986年噴火の事例】 同日19時頃以降：島南東部で地震多発 同日22時頃：島南東部で亀裂 大規模噴火の発生【過去事例】 約1700年前のカルデラ形成噴火、安永大噴火等
		4(避難準備)	居住地に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での避難準備、災害時要援護者の避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> カルデラ外へ溶岩が流下し、居住地に到達する可能性が高まる【安永大噴火(1778年)の事例】 11月6日：間伏方面へ溶岩流下 カルデラ外で割れ目噴火が開始し、噴石や溶岩流が居住地に到達する可能性がある【1986年噴火の事例】 11月21日17時47分頃：C火口列噴火開始 				4(避難準備)	居住地に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での避難準備、避難行動要支援者の避難等が必要	<ul style="list-style-type: none"> カルデラ外へ溶岩が流下し、居住地に到達する可能性が高まる。【安永大噴火(1778年)の事例】 11月6日：間伏方面へ溶岩流下 カルデラ内で割れ目噴火が開始し、噴火がカルデラ外に拡大する可能性がある。【1986年噴火の事例】 11月21日16時15分頃：B火口列噴火開始 カルデラ外の居住地域から遠い場所での噴火の可能性 大規模噴火の発生もしくはその可能性【1986年噴火の事例】 11月21日：割れ目噴火により噴煙が海拔1万m以上に上昇
火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	3(入山規制)	居住地の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて災害時要援護者の避難準備。登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> カルデラ内で割れ目噴火が発生し、噴石や溶岩流がカルデラ内や場合によっては外輪山周辺まで到達する可能性あり【1986年噴火の事例】 11月21日16時15分頃：B火口列噴火開始 外輪山付近～カルデラ内で浅い地震が多発し、噴石や溶岩流がカルデラ内や外輪山周辺に到達するような噴火の発生が予想される【1986年噴火の事例】 11月21日14時頃：カルデラ北部で地震多発 カルデラ内に溶岩流下【1986年噴火の事例】 11月19日：三原山山頂火口から斜面を溶岩流下【その他の事例】 1950～1951年、1974年5～6月の噴火など 三原山山頂火口で溶岩噴出、カルデラ内に溶岩が流下する可能性がある【1986年噴火の事例】 11月15～18日：三原山山頂火口内に溶岩噴出 	警報	噴火警報(火口周辺)	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	3(入山規制)	居住地の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。状況に応じて避難行動要支援者の避難準備等が必要 住民は通常の生活	<ul style="list-style-type: none"> 外輪山付近～カルデラ内で浅い地震が多発し、大きな噴石や溶岩流がカルデラ内や外輪山周辺に到達するような噴火の発生若しくはその可能性が予想される。【1986年噴火の事例】 11月21日14時頃：カルデラ北部で地震多発 カルデラ外に流出した溶岩が居住地域のない方向に流下 カルデラ内に流下した溶岩が火口からおおむね1kmの範囲を超す、又は大きな噴石が頻繁に火口からおおむね1kmの範囲を超す。【1950～1951年噴火の事例】 1951年：カルデラ底北西縁にまで溶岩原を形成 影響がカルデラ内にとどまるカルデラ内の噴火(三原山は除く。)

東京都地域防災計画（火山編）新旧対照表 【抜粋】

平成30年8月28日
防災会議幹事会 資料2

現計画						修正案					
	火口から少し離れた所までの火口周辺	2(火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 三原山山頂火口から小噴火が発生し、概ね1km以内に噴石飛散 1987年11月、1988年1月、1990年10月の小噴火 ○ 三原山山頂火口で小噴火の発生が予想される 【1986年噴火の事例】 11月15日：連続微動の振幅増大 11月12日：中央火孔内に新噴気出現 10月下旬：火山性微動の連続的発生 7月：火山性微動の間欠的発生 						
噴火予報	火口内等	1(平常)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口内への立入規制等(2007年現在、三原山山頂火口から600m以内規制中、ただし、遊歩道及び展望台を除く)。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 火山活動は静穏、状況により中央火孔から三原山山頂火口一周遊歩道に影響がない程度の噴出の可能性あり 						

注)ここでいう噴石とは、主として風の影響を受けずに飛散する大きさのものとする。

三宅島の噴火警戒レベル

予報警報	対象範囲	レベル(キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5(避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地震多発等により、居住地域に重大な被害を及ぼすおそれのある噴火の発生が切迫している。 【過去事例】 2000年6月26日19時30分頃～：島内で浅い地震が発生、傾斜変動 1983年10月3日13時58分頃～：島内で浅い地震が多発 1962年8月24日噴火の2時間前～：火山性微動発生、次第に振幅増大 1940年7月12日の噴火の数日前から地震発生 ○ 大きな噴石や火砕流、溶岩流が居住地域に到達、あるいは到達が切迫、または多量の火山ガス放出により、居住地域に重大な影響を与える状況が継続している。 【過去事例】 2000年9月中旬～2005年1月：多量の火山ガス放出継続 2000年8月29日：低温火砕流が島北部の居住地域に到達 2000年8月18日：山頂噴火により、居住地域まで大きな噴石飛散の可能性(その後の調査でレベル4に下げる) 1983年10月3日：15時23分頃、南西斜面で噴火 16時30分頃、新澤池、新鼻付近で噴火

注) ここでいう「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散する大きさのものとする。

三宅島の噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲	レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報(居住地域)	居住地域及びそれより火口側	5(避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地震多発等により、居住地域に重大な被害を及ぼすおそれのある噴火の発生が切迫 【過去事例】 2000年6月26日19時30分頃～：島内で浅い地震が発生、傾斜変動 1983年10月3日13時58分頃～：島内で浅い地震が多発 1962年8月24日噴火の2時間前～：火山性微動発生、次第に振幅増大 1940年7月12日の噴火の数日前から地震発生 ○ <u>噴火が発生し</u>、大きな噴石や火砕流、溶岩流が居住地域に到達、あるいは<u>そのような噴火が切迫</u>、又は多量の火山ガス放出により、居住地域に重大な影響を与える状況が継続 【過去事例】 2000年9月中旬～2005年1月：多量の火山ガス放出継続 2000年8月29日：低温火砕流が島北部の居住地域に到達 2000年8月18日：山頂噴火により、居住地域まで大きな噴石飛散の可能性(その後の調査でレベル4に下げる) 1983年10月3日：15時23分頃、南西斜面で噴火 16時30分頃、新澤池、新鼻付近で噴火 17時15分頃、溶岩流が居住地域(阿古の都道)に到達

東京都地域防災計画（火山編）新旧対照表 【抜粋】

平成30年8月28日
防災会議幹事会 資料2

現計画					修正案				
				17時15分頃、溶岩流が居住地域(阿古の都道)に到達。 1962年8月24日：北東山腹で噴火、溶岩流が沿岸に到達 1940年7月12日：北東山腹で噴火、溶岩流が居住地域に到達					1962年8月24日：北東山腹で噴火、溶岩流が沿岸に到達 1940年7月12日：北東山腹で噴火、溶岩流が居住地域に到達
		4(避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での避難準備、災害時要援護者の避難等が必要。 ○ 山頂火口の噴火活動の高まりなどにより、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火に発展する可能性がある。 【2000年噴火の事例】 8月10日：噴火			4(避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での避難準備、 <u>避難行動要支援者</u> の避難等が必要 ○ 山頂火口の噴火活動の高まりなどにより、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火に発展する可能性 【2000年噴火の事例】 8月10日：噴火
火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	3(入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて災害時要援護者の避難準備。登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。 ○ 山頂火口の噴火の拡大等により、居住地域近くまで大きな噴石を飛散させるような噴火に発展する可能性がある。 【2000年噴火の事例】 7月14日～15日：噴火 ○ 山頂火口で噴火が発生し、居住地域近くまで大きな噴石が飛散する。 【過去事例】 明確な記録なし	噴火警報(火口周辺)	火口から居住地域近くまで	3(入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ。)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。 <u>居住地域の境界から山頂側への立ち入り規制等。状況に応じて避難行動要支援者の避難準備が必要</u> <u>住民は通常の生活</u>	○ 山頂火口の噴火の拡大等により、居住地域近くまで大きな噴石を飛散させるような噴火に発展する可能性 【2000年噴火の事例】 7月14日～15日：噴火 ○ 山頂火口で、居住地域近くまで大きな噴石が飛散する <u>噴火が発生。</u> 【過去事例】 明確な記録なし
	火口から離れた所までの火口周辺	2(火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。(2008年3月現在、山頂火口から雄山環状線側まで規制中)。 ○ 山頂火口で小噴火が発生し、雄山環状線内側に大きな噴石が飛散する。 【過去事例】 1940年7月14日朝～：噴火		火口周辺	2(火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ。)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。 <u>火口周辺への立入規制</u> <u>住民は通常の生活</u>	○ 山頂火口で小噴火が発生する <u>可能性</u> 【過去事例】 <u>2006年8月23日：ごく小規模噴火、流下火砕物あり</u> ○ 山頂火口で、雄山環状線内側に大きな噴石が飛散する小噴火が発生 【過去事例】 1940年7月14日朝～：噴火
噴火予報	火口内等	1(平常)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口内への立入規制等。 ○ 火山活動は静穏、状況により山頂火口内及び近傍に影響する程度の噴出の可能性はある。	予報	火口内等	1(活火山であることを留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。 状況に応じて火口内 <u>及び近傍</u> への立入規制等	○ 火山活動は静穏、状況により山頂火口内及び近傍に影響する程度の噴出の可能性

注1 ここでの「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散するものとする。

注2 火山ガスの多量放出によるレベル5(避難)の設定については、火山ガス放出量の状態をみて、防災関係機関との調整のうえ決定する。

注) ここでの「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散する大きさのものとする。

東京都地域防災計画（火山編）新旧対照表 【抜粋】

平成30年8月28日
防災会議幹事会 資料2

現計画	修正案						
<u>八丈島の噴火警戒レベル</u>							
	種別	名称	対象範囲	レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応（※）	想定される現象等
	特別警報	噴火警報（居住地域）	居住地域及びそれより火口側	5（避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要	<ul style="list-style-type: none"> ・山頂で噴火が発生し、大きな噴石、溶岩流、火砕流が居住地域に到達、あるいは切迫している。 【過去事例】 有史以降の事例なし ・山腹又は浅い海域で噴火が発生し、大きな噴石、溶岩流、火砕サージが居住地域に到達、あるいは切迫している。 【過去事例】 1605年：西山南東斜面で噴火、溶岩流
			火口から居住地域近くまで	4（避難準備）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている。）。	警戒が必要な居住地域での避難準備、避難行動要支援者の避難等が必要	<ul style="list-style-type: none"> ・山頂で噴火が発生し、大きな噴石、溶岩流、火砕流が居住地域に到達する可能性がある。 【過去事例】 有史以降の事例なし ・山腹又は浅い海域で噴火が発生し、大きな噴石、溶岩流、火砕サージが居住地域に到達する可能性がある。 【過去事例】 有史以降の事例なし
	警報	噴火警報（火口周辺）	火口から居住地域近くまで	3（入山規制）	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ。）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	登山禁止・入山規制等、危険な地域への立入規制等 状況に応じて避難行動要支援者の避難準備等が必要 住民は通常の生活	<ul style="list-style-type: none"> ・山頂火口からおおむね1km 付近まで大きな噴石が飛散する噴火の可能性 【過去事例】 有史以降の事例なし ・山頂火口からおおむね1km 付近まで大きな噴石が飛散する噴火が発生 【過去事例】 有史以降の事例なし
			火口周辺	2（火口周辺規制）	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ。）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口周辺への立入規制等 住民は通常の生活	<ul style="list-style-type: none"> ・火口周辺に影響を及ぼす山頂噴火の可能性。 【過去事例】 有史以降の事例なし ・火口周辺に影響を及ぼす山頂噴火が発生。 【過去事例】 有史以降の事例なし
	予報	噴火予報	火口内等	1（活火山であることに留意）	火山活動は静穏 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ。）。	状況に応じて山頂火口内及び近傍への立入規制等	<ul style="list-style-type: none"> ・火山活動は静穏、山頂火口内に影響する程度の噴出の可能性あり。
注1) ここでいう「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散する大きさのものとする。							

東京都地域防災計画（火山編）新旧対照表 【抜粋】

現計画	修正案						
青ヶ島の噴火警戒レベル							
	種別	名称	対象範囲	レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応（※）	想定される現象等
	特別警報	噴火警報（居住地）	居住地及びそれより火口側	5（避難）	居住地に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地からの避難等が必要	<ul style="list-style-type: none"> 山頂で噴火が発生し、噴石、溶岩流が居住地に到達、あるいは切迫している。 【過去事例】 1783～1785年：マグマ噴火、大きな噴石が飛散 山腹又は浅い海域で噴火が発生し、噴石、溶岩流、火砕サージが居住地に到達、あるいは切迫している。 【過去事例】 有史以降の事例なし
				4（避難準備）	居住地に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地での避難準備、避難行動要支援者の避難等が必要	<ul style="list-style-type: none"> 山頂で噴火が発生し、噴石、溶岩流が居住地に到達する可能性がある。 【過去事例】 有史以降の事例なし 山腹又は浅い海域で噴火が発生し、噴石、溶岩流、火砕サージが居住地に到達する可能性がある。 【過去事例】 有史以降の事例なし
	警報	噴火警報（火口周辺）	火口から居住地域近くまで	3（入山規制）	居住地の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生すると予想される。	登山禁止・入山規制等、危険な地域への立入規制等 状況に応じて避難行動要支援者の避難準備等が必要 住民は通常の生活	<ul style="list-style-type: none"> カルデラ縁付近まで影響を及ぼす山頂噴火の可能性 【過去事例】 有史以降の事例なし
				2（火口周辺規制）	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生すると予想される。	火口周辺への立入規制等。 住民は通常の生活	<ul style="list-style-type: none"> カルデラ縁内に影響を及ぼす山頂噴火の可能性 【過去事例】 有史以降の事例なし
	予報	噴火予報	火口内等	1（活火山であることに留意）	火山活動は静穏。	状況に応じて山頂火口内及び近傍への立入規制等	<ul style="list-style-type: none"> 火山活動は静穏
注1) ここでいう噴石とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散する大きな噴石のことをいう。							
注2) ここでいう山頂とは、丸山山頂も含めたカルデラ床のことをいう。							

現計画	修正案																										
<p>第3部第6章</p> <p>第4節 島外への避難</p> <p>○ 都の地域における火山は、すべて島しょ地域に存在しているため、火山災害の状況によっては、島外への避難が必要となることが予想される。</p> <p>○ 本節においては、避難者の島外への<u>移送について</u>、必要な事項を定める。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被災町村</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 被災地区の町村の避難所において避難者を収容できないときまたは被災地にとどまることが危険である場合、当該町村長は避難者の島外への移送について支庁長に要請する。この場合、あらかじめ移送港を選定し、支庁長に報告する。 避難者の<u>他地区</u>への移送を要請した町村長は、所属職員の中から移送先における避難所管理者を定め、移送先の区市町村に派遣するとともに、移送に当たっては引率者を添乗させる。 移送された避難者の避難所の運営は<u>移送元</u>の町村が行い、避難者を受入れた区市町村は運営に協力する。 その他、必要事項については区市町村防災計画に定める。 </td> </tr> <tr> <td>区市町村</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 都から避難者の受入れを指示された区市町村長は、受入れ態勢を整備する。 </td> </tr> <tr> <td>支 庁</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 支庁長は、町村から避難者の移送の要請があり、かつ、住民が在島することが危険であると判断した場合は、知事(都総務局)に避難者の移送を要請する。 </td> </tr> <tr> <td>都 総 務 局</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 被災地の支庁長から避難者の移送の要請があった場合、都総務局は警視庁と協議の上、避難者の移送先を決定し、都福祉保健局に連絡する。 </td> </tr> <tr> <td>都福祉保健局</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 知事は、移送先決定後、直ちに移送先の区市町村長に対し避難所の開設を指示要請し、避難者の受入れ態勢を整備させる。 <u>○ 避難者の海上移送については、都福祉保健局が当該町村と協議の上、決定し、東海汽船からの船舶の供給を受けるほか、関東運輸局に調達あっ旋を要請するが、状況が逼迫していると認められる場合は、都総務局から海上保安部等の機関に移送を要請する。</u>なお、陸上移送については、都財務局調達のバス等を中心に、区市町村、都交通局、警視庁、東京消防庁の協力を得て実施する。 <u>○ 災害時要援護者</u>の移送手段については、当該町村と協議の上、最適な手段により実施することとし、関係機関に移送を要請する。 </td> </tr> <tr> <td>第三管区海上保安本部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 第三管区海上保安本部は、都からの要請に基づき、巡視船艇及び航空機により避難者の島外への移送を行う。 </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内 容	被災町村	<ul style="list-style-type: none"> 被災地区の町村の避難所において避難者を収容できないときまたは被災地にとどまることが危険である場合、当該町村長は避難者の島外への移送について支庁長に要請する。この場合、あらかじめ移送港を選定し、支庁長に報告する。 避難者の<u>他地区</u>への移送を要請した町村長は、所属職員の中から移送先における避難所管理者を定め、移送先の区市町村に派遣するとともに、移送に当たっては引率者を添乗させる。 移送された避難者の避難所の運営は<u>移送元</u>の町村が行い、避難者を受入れた区市町村は運営に協力する。 その他、必要事項については区市町村防災計画に定める。 	区市町村	<ul style="list-style-type: none"> 都から避難者の受入れを指示された区市町村長は、受入れ態勢を整備する。 	支 庁	<ul style="list-style-type: none"> 支庁長は、町村から避難者の移送の要請があり、かつ、住民が在島することが危険であると判断した場合は、知事(都総務局)に避難者の移送を要請する。 	都 総 務 局	<ul style="list-style-type: none"> 被災地の支庁長から避難者の移送の要請があった場合、都総務局は警視庁と協議の上、避難者の移送先を決定し、都福祉保健局に連絡する。 	都福祉保健局	<ul style="list-style-type: none"> 知事は、移送先決定後、直ちに移送先の区市町村長に対し避難所の開設を指示要請し、避難者の受入れ態勢を整備させる。 <u>○ 避難者の海上移送については、都福祉保健局が当該町村と協議の上、決定し、東海汽船からの船舶の供給を受けるほか、関東運輸局に調達あっ旋を要請するが、状況が逼迫していると認められる場合は、都総務局から海上保安部等の機関に移送を要請する。</u>なお、陸上移送については、都財務局調達のバス等を中心に、区市町村、都交通局、警視庁、東京消防庁の協力を得て実施する。 <u>○ 災害時要援護者</u>の移送手段については、当該町村と協議の上、最適な手段により実施することとし、関係機関に移送を要請する。 	第三管区海上保安本部	<ul style="list-style-type: none"> 第三管区海上保安本部は、都からの要請に基づき、巡視船艇及び航空機により避難者の島外への移送を行う。 	<p>第3部第6章</p> <p>第4節 島外への避難</p> <p>○ 都の地域における火山は、全て島しょ地域に存在しているため、火山災害の状況によっては、島外への避難が必要となることが予想される。</p> <p>○ 本節においては、避難者の島外への<u>移送及び受入れ</u>について、必要な事項を定める。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被災町村</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 被災地区の町村の避難所において避難者を収容できないとき、又は被災地にとどまることが危険である場合、当該町村長は避難者の島外への移送について支庁長に要請する。この場合、あらかじめ移送港を選定し、支庁長に報告する。 避難者の<u>島外</u>への移送を要請した町村長は、<u>支庁、消防団等の協力を得て船舶に誘導するとともに</u>、所属職員の中から移送先における避難所管理者を定め、移送先の区市町村に派遣するとともに、移送に当たっては引率者を添乗させる。 移送された避難者の避難所の運営は<u>原則として受入側</u>の<u>区市</u>町村が行い、<u>移送元</u>の町村は運営に<u>積極的に</u>協力する。 その他、必要事項については区市町村防災計画に定める。 </td> </tr> <tr> <td>区市町村</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 都から避難者の受入れを指示された区市町村長は、受入れ態勢を整備する。 </td> </tr> <tr> <td>支 庁</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 支庁長は、町村から避難者の移送の要請があり、かつ、住民が在島することが危険であると判断した場合は、知事(都総務局)に避難者の移送を要請する。 </td> </tr> <tr> <td>都 総 務 局</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 被災地の支庁長から避難者の移送の要請があった場合、都総務局は警視庁と協議の上、<u>受入港からの距離、避難者数等を踏まえ、都各局等と調整し</u>、避難者の移送先を決定し、都福祉保健局に連絡する。 <u>○ 避難者の海上移送に当たり、都本部は、都港湾局に対し、使用可能な民間船舶の把握を要請する。</u> <u>なお、状況が逼迫している場合は、海上保安本部及び海上自衛隊に対し、海上移送を要請する。</u> <u>○ 都本部(都総務局)は、都港湾局からの使用可能な民間船舶の報告、海上保安庁等による海上移送の協力の内容を踏まえ使用する船舶を決定し、都港湾局に使用船舶を連絡するとともに東京港内の係留可能場所を照会する。</u> </td> </tr> <tr> <td>都福祉保健局</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 知事は、移送先決定後、直ちに移送先の区市町村長に対し避難所の開設を指示要請し、避難者の受入れ態勢を整備させる。 </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内 容	被災町村	<ul style="list-style-type: none"> 被災地区の町村の避難所において避難者を収容できないとき、又は被災地にとどまることが危険である場合、当該町村長は避難者の島外への移送について支庁長に要請する。この場合、あらかじめ移送港を選定し、支庁長に報告する。 避難者の<u>島外</u>への移送を要請した町村長は、<u>支庁、消防団等の協力を得て船舶に誘導するとともに</u>、所属職員の中から移送先における避難所管理者を定め、移送先の区市町村に派遣するとともに、移送に当たっては引率者を添乗させる。 移送された避難者の避難所の運営は<u>原則として受入側</u>の<u>区市</u>町村が行い、<u>移送元</u>の町村は運営に<u>積極的に</u>協力する。 その他、必要事項については区市町村防災計画に定める。 	区市町村	<ul style="list-style-type: none"> 都から避難者の受入れを指示された区市町村長は、受入れ態勢を整備する。 	支 庁	<ul style="list-style-type: none"> 支庁長は、町村から避難者の移送の要請があり、かつ、住民が在島することが危険であると判断した場合は、知事(都総務局)に避難者の移送を要請する。 	都 総 務 局	<ul style="list-style-type: none"> 被災地の支庁長から避難者の移送の要請があった場合、都総務局は警視庁と協議の上、<u>受入港からの距離、避難者数等を踏まえ、都各局等と調整し</u>、避難者の移送先を決定し、都福祉保健局に連絡する。 <u>○ 避難者の海上移送に当たり、都本部は、都港湾局に対し、使用可能な民間船舶の把握を要請する。</u> <u>なお、状況が逼迫している場合は、海上保安本部及び海上自衛隊に対し、海上移送を要請する。</u> <u>○ 都本部(都総務局)は、都港湾局からの使用可能な民間船舶の報告、海上保安庁等による海上移送の協力の内容を踏まえ使用する船舶を決定し、都港湾局に使用船舶を連絡するとともに東京港内の係留可能場所を照会する。</u> 	都福祉保健局	<ul style="list-style-type: none"> 知事は、移送先決定後、直ちに移送先の区市町村長に対し避難所の開設を指示要請し、避難者の受入れ態勢を整備させる。
機関名	内 容																										
被災町村	<ul style="list-style-type: none"> 被災地区の町村の避難所において避難者を収容できないときまたは被災地にとどまることが危険である場合、当該町村長は避難者の島外への移送について支庁長に要請する。この場合、あらかじめ移送港を選定し、支庁長に報告する。 避難者の<u>他地区</u>への移送を要請した町村長は、所属職員の中から移送先における避難所管理者を定め、移送先の区市町村に派遣するとともに、移送に当たっては引率者を添乗させる。 移送された避難者の避難所の運営は<u>移送元</u>の町村が行い、避難者を受入れた区市町村は運営に協力する。 その他、必要事項については区市町村防災計画に定める。 																										
区市町村	<ul style="list-style-type: none"> 都から避難者の受入れを指示された区市町村長は、受入れ態勢を整備する。 																										
支 庁	<ul style="list-style-type: none"> 支庁長は、町村から避難者の移送の要請があり、かつ、住民が在島することが危険であると判断した場合は、知事(都総務局)に避難者の移送を要請する。 																										
都 総 務 局	<ul style="list-style-type: none"> 被災地の支庁長から避難者の移送の要請があった場合、都総務局は警視庁と協議の上、避難者の移送先を決定し、都福祉保健局に連絡する。 																										
都福祉保健局	<ul style="list-style-type: none"> 知事は、移送先決定後、直ちに移送先の区市町村長に対し避難所の開設を指示要請し、避難者の受入れ態勢を整備させる。 <u>○ 避難者の海上移送については、都福祉保健局が当該町村と協議の上、決定し、東海汽船からの船舶の供給を受けるほか、関東運輸局に調達あっ旋を要請するが、状況が逼迫していると認められる場合は、都総務局から海上保安部等の機関に移送を要請する。</u>なお、陸上移送については、都財務局調達のバス等を中心に、区市町村、都交通局、警視庁、東京消防庁の協力を得て実施する。 <u>○ 災害時要援護者</u>の移送手段については、当該町村と協議の上、最適な手段により実施することとし、関係機関に移送を要請する。 																										
第三管区海上保安本部	<ul style="list-style-type: none"> 第三管区海上保安本部は、都からの要請に基づき、巡視船艇及び航空機により避難者の島外への移送を行う。 																										
機関名	内 容																										
被災町村	<ul style="list-style-type: none"> 被災地区の町村の避難所において避難者を収容できないとき、又は被災地にとどまることが危険である場合、当該町村長は避難者の島外への移送について支庁長に要請する。この場合、あらかじめ移送港を選定し、支庁長に報告する。 避難者の<u>島外</u>への移送を要請した町村長は、<u>支庁、消防団等の協力を得て船舶に誘導するとともに</u>、所属職員の中から移送先における避難所管理者を定め、移送先の区市町村に派遣するとともに、移送に当たっては引率者を添乗させる。 移送された避難者の避難所の運営は<u>原則として受入側</u>の<u>区市</u>町村が行い、<u>移送元</u>の町村は運営に<u>積極的に</u>協力する。 その他、必要事項については区市町村防災計画に定める。 																										
区市町村	<ul style="list-style-type: none"> 都から避難者の受入れを指示された区市町村長は、受入れ態勢を整備する。 																										
支 庁	<ul style="list-style-type: none"> 支庁長は、町村から避難者の移送の要請があり、かつ、住民が在島することが危険であると判断した場合は、知事(都総務局)に避難者の移送を要請する。 																										
都 総 務 局	<ul style="list-style-type: none"> 被災地の支庁長から避難者の移送の要請があった場合、都総務局は警視庁と協議の上、<u>受入港からの距離、避難者数等を踏まえ、都各局等と調整し</u>、避難者の移送先を決定し、都福祉保健局に連絡する。 <u>○ 避難者の海上移送に当たり、都本部は、都港湾局に対し、使用可能な民間船舶の把握を要請する。</u> <u>なお、状況が逼迫している場合は、海上保安本部及び海上自衛隊に対し、海上移送を要請する。</u> <u>○ 都本部(都総務局)は、都港湾局からの使用可能な民間船舶の報告、海上保安庁等による海上移送の協力の内容を踏まえ使用する船舶を決定し、都港湾局に使用船舶を連絡するとともに東京港内の係留可能場所を照会する。</u> 																										
都福祉保健局	<ul style="list-style-type: none"> 知事は、移送先決定後、直ちに移送先の区市町村長に対し避難所の開設を指示要請し、避難者の受入れ態勢を整備させる。 																										

東京都地域防災計画（火山編）新旧対照表 【抜粋】

現計画	修正案								
<p>東海汽船 ○ 東海汽船は、<u>福祉保健局長</u>から依頼があった場合は、船舶の提供を行う。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1507 220 1715 674"></td> <td data-bbox="1715 220 2754 674"> <p>○ 陸上移送については、都財務局調達のバス等を中心に、区市町村、都交通局、警視庁及び東京消防庁の協力を得て実施する。</p> <p>○ <u>避難行動要支援者の移送手段については、当該町村と協議の上、最適な手段により実施することとし、関係機関に移送を要請する。</u></p> <p>○ <u>高齢者、障害者等の要配慮者については、福祉タクシー等を利用して移送する。</u></p> <p><u>なお、付添人が必要な要配慮者のうち、家族、かかりつけの医師等の付き添いが困難な者に対しては、必要に応じて都医療救護班を派遣する。</u></p> <p>○ <u>東京都災害福祉広域支援ネットワーク等の協力を得ながら、福祉避難所における福祉専門職の確保に努める。</u></p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1507 674 1715 989">都港湾局</td> <td data-bbox="1715 674 2754 989"> <p>○ <u>東海汽船及び協定締結団体から使用可能な民間船舶を把握し、都本部（都総務局）へ報告するとともに、いつでも調達できるよう確保する。</u></p> <p>○ <u>東海汽船及び協定締結団体から船舶を調達するとともに、不足が生ずる場合は、関東運輸局のあっ旋を要請し、所要数を調達するよう努める。</u></p> <p>○ <u>東京港内の係留可能場所について都本部（都総務局）に報告する。</u> <u>（資料第 30 関東旅客船協会との協定・実施細目 P288）</u> <u>（資料第 31 日本外航客船協会との協定・実施細目 P290）</u></p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1507 989 1715 1083">第三管区海上保安本部</td> <td data-bbox="1715 989 2754 1083"> <p>○ 第三管区海上保安本部は、都からの要請に基づき、巡視船艇及び航空機により避難者の島外への移送を行う。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1507 1083 1715 1129">東海汽船</td> <td data-bbox="1715 1083 2754 1129"> <p>○ 東海汽船は、<u>港湾局長</u>から依頼があった場合は、船舶の提供を行う。</p> </td> </tr> </table>		<p>○ 陸上移送については、都財務局調達のバス等を中心に、区市町村、都交通局、警視庁及び東京消防庁の協力を得て実施する。</p> <p>○ <u>避難行動要支援者の移送手段については、当該町村と協議の上、最適な手段により実施することとし、関係機関に移送を要請する。</u></p> <p>○ <u>高齢者、障害者等の要配慮者については、福祉タクシー等を利用して移送する。</u></p> <p><u>なお、付添人が必要な要配慮者のうち、家族、かかりつけの医師等の付き添いが困難な者に対しては、必要に応じて都医療救護班を派遣する。</u></p> <p>○ <u>東京都災害福祉広域支援ネットワーク等の協力を得ながら、福祉避難所における福祉専門職の確保に努める。</u></p>	都港湾局	<p>○ <u>東海汽船及び協定締結団体から使用可能な民間船舶を把握し、都本部（都総務局）へ報告するとともに、いつでも調達できるよう確保する。</u></p> <p>○ <u>東海汽船及び協定締結団体から船舶を調達するとともに、不足が生ずる場合は、関東運輸局のあっ旋を要請し、所要数を調達するよう努める。</u></p> <p>○ <u>東京港内の係留可能場所について都本部（都総務局）に報告する。</u> <u>（資料第 30 関東旅客船協会との協定・実施細目 P288）</u> <u>（資料第 31 日本外航客船協会との協定・実施細目 P290）</u></p>	第三管区海上保安本部	<p>○ 第三管区海上保安本部は、都からの要請に基づき、巡視船艇及び航空機により避難者の島外への移送を行う。</p>	東海汽船	<p>○ 東海汽船は、<u>港湾局長</u>から依頼があった場合は、船舶の提供を行う。</p>
	<p>○ 陸上移送については、都財務局調達のバス等を中心に、区市町村、都交通局、警視庁及び東京消防庁の協力を得て実施する。</p> <p>○ <u>避難行動要支援者の移送手段については、当該町村と協議の上、最適な手段により実施することとし、関係機関に移送を要請する。</u></p> <p>○ <u>高齢者、障害者等の要配慮者については、福祉タクシー等を利用して移送する。</u></p> <p><u>なお、付添人が必要な要配慮者のうち、家族、かかりつけの医師等の付き添いが困難な者に対しては、必要に応じて都医療救護班を派遣する。</u></p> <p>○ <u>東京都災害福祉広域支援ネットワーク等の協力を得ながら、福祉避難所における福祉専門職の確保に努める。</u></p>								
都港湾局	<p>○ <u>東海汽船及び協定締結団体から使用可能な民間船舶を把握し、都本部（都総務局）へ報告するとともに、いつでも調達できるよう確保する。</u></p> <p>○ <u>東海汽船及び協定締結団体から船舶を調達するとともに、不足が生ずる場合は、関東運輸局のあっ旋を要請し、所要数を調達するよう努める。</u></p> <p>○ <u>東京港内の係留可能場所について都本部（都総務局）に報告する。</u> <u>（資料第 30 関東旅客船協会との協定・実施細目 P288）</u> <u>（資料第 31 日本外航客船協会との協定・実施細目 P290）</u></p>								
第三管区海上保安本部	<p>○ 第三管区海上保安本部は、都からの要請に基づき、巡視船艇及び航空機により避難者の島外への移送を行う。</p>								
東海汽船	<p>○ 東海汽船は、<u>港湾局長</u>から依頼があった場合は、船舶の提供を行う。</p>								